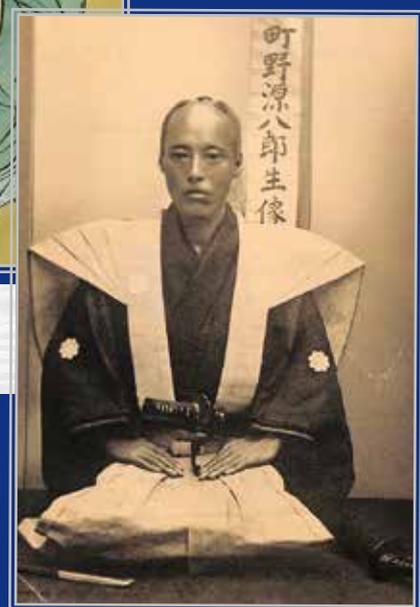
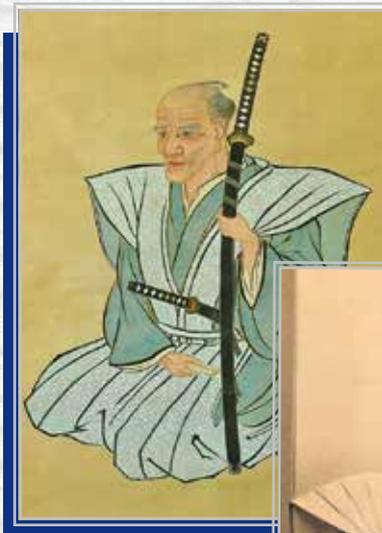




# 『浅野氏広島城 入城400年』

MARKING 400 YEARS SINCE  
LORD ASANO ENTERED HIROSHIMA CASTLE



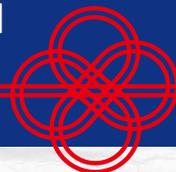
広島県立文書館収蔵文書展

## 古文書にみる

# 広島藩士の肖像

平成31年

3月29日[金] ▶ 6月8日[土]



はじめに

元和五年(一六二九)に福島正則が改易となり、同年八月八日、浅野長晟が和歌山から五万石加増されて広島へ入り、浅野氏を藩主とする広島藩(四二万六五三石余)が成立しました。平成三十二年(二〇一九)はそれから四〇〇年に当たります。広島県立文書館では、これを記念して、当館が収蔵する広島藩士に関する古文書を展示します。

江戸時代を通じて、約四千人前後いた広島藩士は、江戸詰めめの者を除いて広島城下に集住し、それぞれの身分や職分によってさまざまな仕事に携わっていました。しかし、広島藩から広島県へ引き継がれた藩政文書が、明治九年(一八七六)に当時の広島県庁舎が全焼したため、ほとんど残されていません。また、原爆によって、その他の貴重な歴史資料や文化財も灰燼に帰したため、広島藩士に関して研究を進めるためには、戦前に刊行された図書類や、広島藩士の家に伝わった文書に頼らざるを得ないのが実情です。

本展では、当館へ寄贈・寄託された広島藩士の文書を通して、藩士の仕事を紹介するとともに、藩士が大切にしようとしたもの、武士の価値観や生活の様相などを紹介します。

(西村 晃)

広島県立文書館

一 浅野長晟の広島城入城と浅野氏

元和五年（一六二九）七月十八日、和歌山藩主浅野長晟は伏見城に召され、広島への転封を命じられた。將軍徳川秀忠の寝所に呼ばれた長晟は、「中国の要めである広島を、長晟ならば安心して任せられる」と告げられたという。

長晟の父浅野長政は、織田信長の弓衆であった浅野長勝の養子となり、長勝の養女であった「やや」（長生院）を妻に迎えて浅野家を相続した。「やや」の姉「ねね」（北政所 高台院）を娶ったのが豊臣秀吉であり、長政と秀吉は相婿の関係にあった。この関係もあって、秀吉に取り立てられた長政は、武将としてだけでなく、太閤検地など行政面での手腕を高く評価され、秀吉晩年には五奉行首座となり、文禄二年（一五九三）には甲斐国で、長男幸長とともに三万五千石を与えられた。幸長は、数々の武功を立てた勇将として知られ、関ヶ原の戦いで東軍に属し、その戦功により徳川家康から和歌山三七万石を賜った。その遺領を継いだのが弟の長晟であった。長晟はそれまで別家を立っていたこともあり、家督相続当初、家臣から反発を受けたが、元和元年の大坂夏の陣の前哨戦となった榎井の戦いで戦功をあげ、家康の三女振姫を正室に迎えたことで、藩主としての地位を確立し、広島へ入った。

元和 5～寛永9 (1619 ~ 1632)	長晟	①	広島藩主浅野家歴代と治世期間
寛永9～寛文12 (1632 ~ 1672)	光晟	②	
寛文12～寛文13 (1672 ~ 1673)	綱晟	③	
寛文13～宝永 5 (1673 ~ 1708)	綱長	④	
宝永 5～宝暦 2 (1708 ~ 1752)	吉長	⑤	
宝暦 2～宝暦13 (1752 ~ 1763)	宗恒	⑥	
宝暦13～寛政11 (1763 ~ 1799)	重晟	⑦	
寛政11～文政13 (1799 ~ 1830)	斉賢	⑧	
天保 2～安政 5 (1832 ~ 1858)	斉肅	⑨	
安政 5 (1858)	慶熾	⑩	
安政 5～明治 2 (1858 ~ 1869)	長訓	⑪	
明治 2～明治 4 (1869 ~ 1871)	長勲	⑫	

浅野長晟の経歴（「浅野家系図」）

岡本家文書(201105-1)

広島藩士の家には主家である浅野家系図が伝来することが多い。これもその一つで、写真は長晟の部分。長晟が和歌山藩を相続した翌慶長18年(1613)に起きた大坂冬の陣で奮戦したこと、出陣の留守を襲った熊野一揆を家臣が撃退したこと、慶長20年大坂夏の陣の前哨戦である榎井の戦いを家臣の奮戦で勝利し、徳川家康・秀忠から賞されたことなどが綴られる。



浅野長晟書状 元和6年(1620)

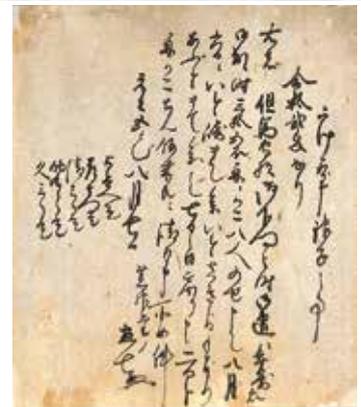
山田家文書(198810-71-2)

浅野長晟は、広島入城直後の元和5年11月、知行割りなどに反抗した。長政以来の老臣浅野左衛門佐知近を肅清した。長晟は、翌年その釈明などのため江戸へ出府し、3月18日、帰途に就いた。

30日に近江草津まで到着した長晟は、飛脚で見舞状を送った重臣の山田監物に返書を認めた。



浅野長晟肖像 『広島市史』第1巻口絵



浅野長晟出迎のため尾道町年寄衆糸崎・阿伏兎まで参り候船水主賃銀請取書 元和5年(1619)

渋谷家文書(199103-204-3)

浅野長晟一行は8月4日に和歌山を出船、6日に鞆で幕府上使から領知引き渡しを受け、8日に広島へ入城した。尾道町年寄、沼隈郡阿伏兎や御調郡糸崎で新藩主を迎えた。これはそのために雇った船の水主賃などの請取書である。

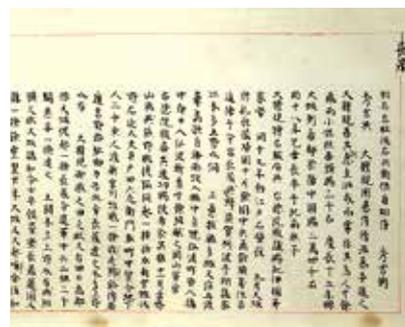


浅野考譜大概 上 正徳2年(1712)

川上家文書(199807-23)

浅野長政・幸長・長晟の3代にわたる家譜で、上巻は浅野長政について記述される。作者は広島藩士西山小左衛門昌兼(残松軒)。

長政は、天正18年(1590)、秀吉の命により「奥州仕置」を指揮し、検地などを行った。百姓はその仁政を神の如く敬って尊敬し、50年後に当地を訪れた三次藩士を歓待したという。



旧天神町の天満神社

元和5年8月8日、浅野長晟一行は天神町(現広島市中区中島町)から上陸し、当地の天神坊(満松院、現天満神社)で小憩し、行列を組んで黄昏時に広島城へ入城したと伝えられる。

## 二 広島藩の家臣団

広島藩の家臣団は、長政・幸長・長晟の浅野家三代で召し抱えた家臣を中心に形成されている。家臣団は平和な時代にあつても常に臨戦体制を維持しつつ、同時に領内の行政も担当していた。家臣団は様々な格式で秩序づけられ、大きく侍士、歩行(徒士)、足軽、小人の四等級に序列化されていた(歩行以上が二本差)。

侍士は騎馬を許され、歩行以下を統率し、上級の役職を占めるなど、家臣団の中核であった。禄高〇〇石以上は、藩から指定された知行地から納められる年貢を収入源とする。馬廻り組(番方)と小姓組(役方)とに大別され、馬廻り組は禄高も多く、格式も重んじられ、戦時には軍勢の中核を形成した。小姓組は実際の政務に携わり、次第に藩政の主導権を握るようになった。歩行は実戦部隊で、諸役所の下級役人でもあつた。二代限りの足軽は諸役所の下役であった。

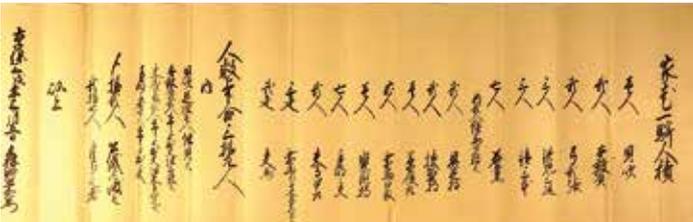
広島藩では当初は三家老(三原浅野家三万石、上田家二万七千石、東城浅野家二万石)が直接藩政を統括していたが、五代藩主浅野吉長の職制改革により、宝永六年(一七〇九)以降は、家老は政務から外されて顧問的な地位となり、代わりに内閣府のような「御用達所」が置かれて、人材を抜擢して任命された年寄役が政務を統括することになった。



(上) 甲斐国侍帖 川上家文書(199807-27)  
(下) 官禄帖 天保15年(1844)ごろ 川上家文書(199807-11)

家臣の名前や禄高・地位・役職などを記した帳面を分限帳という。浅野長政と幸長は文禄2年(1593)に甲斐国へ移封され、215,000石を領した。(上)は甲斐国時代の分限帳で、草履取の者まで579名が載る。その総知行高は179,857石余で、全体の83%を占める。

(下)は、禄高と名前を書いた短冊状の札を、天地の糸目の間にはめ込むことにより、役職や禄高が変わっても、札を移動させて長く使用できる仕組みになっている。役職と名前から天保15年のものと推測される。



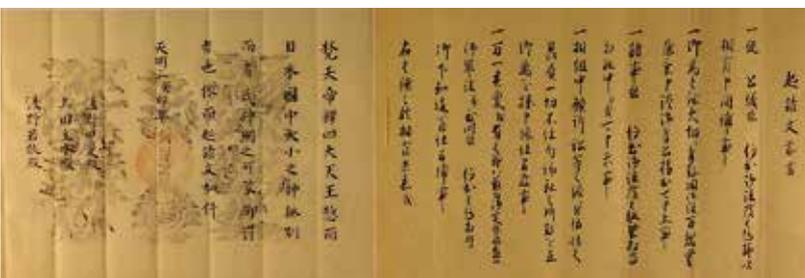
家老一騎人積(山田求馬軍用目録) 享保3年(1718) 山田家文書(198810-21)

包紙には「御軍用目録巻通」とある。侍士は非常時に備えて兵を整える必要があり(300石以上は馬を飼養)、槍・弓・鉄砲を預かる若党や、道具を持つ足軽・小人を家来として抱え、外出では整然と行列を立てた。三次藩家老の山田求馬(1,100石、頼母か)は一騎で、39人を引き連れるよう求められている。

### 旗印 川上家文書(199807-26)

戦陣において、武士は自分の所在を明らかにするため、馬側や本陣で長柄の先に印をつけた(指物)。このうち旗の形をしたものが旗印で、そうでないものが馬印である。

広島藩では、非常時に備え、平時においても役職ごとに旗印や馬印を定めていた。



起請文の控 天明3年(1783) 山田家文書(198810-89)

差紙(辞令)を下付され、新しい役職に就任する藩士は起請文(誓詞)を上司に提出した。提出先の上司は就任する役職によって異なる。天明3年、馬廻り組(番方)筆頭の番頭に就任した山田監物直之は三家老に宛てて起請文を提出した。

起請文の前書には法度を守り、それを組内に示すこと、組内の願いや訴訟などに依怙鼻屑しないこと、異変が起きた場合は軍法や、その時の下知に従うことなど、番頭として守るべき服務規程を書き上げ、後半の牛王法印紙に神文を書き、署名の上、血判を捺した。これはその控書である。



家中軍用心得之大概・家中軍役定・家中人馬定 寛政7年(1795) 川上家文書(199807-24)

江戸時代の平時にあつても、大名家では臨戦体制を維持していた。広島藩は藩士に対して、武士としての心得などをたびたび達している。

写真の「家中軍用心得之大概」では、武器や馬具は美しく飾ることなく、分限相応とする。絵図のような袖印(敵味方を見分けるため鎧の袖に付ける印)を銘々用意すること、その他槍印・陣笠・雨具・幕、出役の用具、人足などについて命じている。



火事之節之定めなど 明治元年(1868) 川上家文書(199807-17)

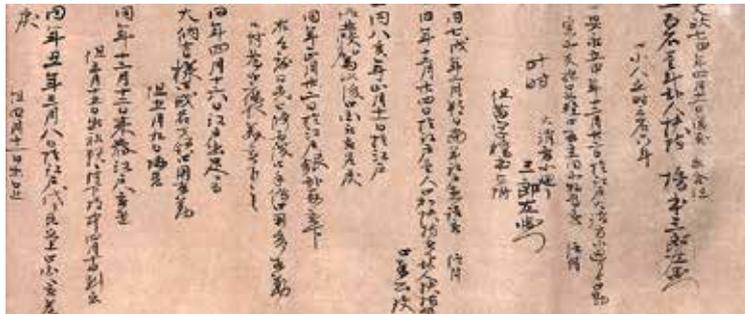
広島城下町では、出勤する藩士を中心に火消組織が編成され、城中・侍屋敷・町方で区別されていた。藩士は役職ごとに火事場での対応が定められていた。

写真は明治元年12月の職制改革によって改正された防火体制の定めである。



歩行荒木儀助勤務録(「諸達扣」) 土方家文書(201404-72)  
寛政12年~嘉永6年(1800~1853)

歩行組の荒木儀助の54年間にわたる勤務と賞与などに  
関する記録。儀助は家督相続以前、寛政12年に江戸で留  
守居歩行として召し出され、弘化2年(1845)には勘定所詰  
御歩行筆頭となった。名前も儀助から正介、三郎左衛門と  
改めた。最初の13年間には7度、江戸と広島を往復している。  
江戸では姫様や殿様の外出のお供、広島へ落ち着いてから  
は、買物方、東照宮祭祀御用、三次御鉄方詰めなど様々  
な役を命じられ、度々褒美や加増を受けている。



足輕橋本三郎左衛門の履歴

橋本家文書(200804-66)

橋本家の先祖は御船方の定水主として、浅野長晟に從い  
和歌山から広島へ移住した。これはその玄孫に当たる橋本三郎左衛門の履歴書。

宝暦14年(1764)に小人として切米3石6斗で召し抱えられた三郎左衛門は、安永5年(1776)に勘定所支配足輕に取り立てられ、火消方物書となった。以後、藩主の参勤交代のお供などとして、江戸と広島との間を何度も往復した。江戸の火消方を41年間にわたって勤め、天明4年(1784)暮、江戸築地の広島藩下屋敷まで類焼した火事では、道橋が焼け落ちたにもかかわらず、「抜群相働」き、銀3両の褒美を得るなど活躍して度々加増され、5石1斗2人扶持となった。



(上) 御家格配膳図式 安政元年(1854)  
(右上) 御給仕控 慶応2年(1866)  
(右下) 配膳之次第早録

大藤家文書(201701-44)  
大藤家文書(201701-46)  
大藤家文書(201701-45)

大藤家では代官や郡廻り、普請奉行などを勤めることが多かったが、安政5年(1858)に家督を継いだ清之丞は文久元年(1861)に藩主やその家族の御側向きの事務を専務とする奥小姓となり、翌年からは来客の給仕などを担当する奥詰となった。近親から奥向きの作法などについて聞くことができな清之丞は、先輩や同役から教えを請い、作法に関する書物を書き写すなどして、会得していったと思われる。



町野源八郎肖像写真(袴姿) 町野家文書(201617-122)

町野源八郎は、嘉永7年(1854)に奥詰となり、10代藩主慶熾が逝去した後、その夫人の広式役を継いで、文久2年(1862)に目付となった。



町野常次郎肖像写真(羽織袴姿) 町野家文書(201617-123)

町野常次郎は源八郎の子で、版籍奉還後に家督を継ぎ、明治3年(1870)頃には軍艦係であった。



貫心流祖・築山大蔵肖像画

細家文書(199805-2)

築山大蔵通昭は、伊予国の河野氏の出身で、宍戸司箭から貫心流剣術を伝授され、以後それを家伝とした。元和9年(1623)から広島藩に仕えるようになった。長刀を用いる貫心流の特徴をよく表した肖像画である。

### 三 広島藩士が家宝にした文書

江戸時代中期、社会が安定すると、幕府や諸藩では修史事業に着手した。五代藩主浅野吉長は、「浅野家譜」を編集して幕府へ提出したほか、藩士からも由緒書の提出を求め、享保八年（一七三三）に「諸士系譜」を完成させた。この頃から広島藩士も、家の由緒を強く意識するようになり、姓氏の根源や、先祖から自分に至るまでの軍功や功績、勤務の内容、藩主から下された家禄や褒賞などの事跡を調査し、系図を作成することに余念がなかった。そのためには、それを裏付ける古文書や知行目録などを大切に保存しておく必要があった。

八代藩主浅野齐賢も、家臣の諸系譜と歴代藩主の御代記（「済美録」）の編修を命じた。家老以下、家中の末々から各家で所蔵する系譜や旧記類を提出させ、文化五年（一八〇八）ころまでに、「旧臣録」「諸士略伝」が編纂されている。

広島藩士が大切にしたもう一つの家宝は、藩主からの拝領物である。藩主と接する機会が多い格式の高い藩士や藩主の側近だけでなく、特筆すべき功績があった藩士は、藩主から長刀・脇差などの武具、茶道具や衣服、服地、藩主直筆の和歌や漢詩・絵画などの文芸作品を拝領することができた。これらを軸物に仕立て、木箱を新調するなどして子々孫々まで大切に保管した。



(上)松岡金平貫範系図伝記 正徳5年(1715) 松岡家文書(199801-16)  
 (下)浅野光晟黒印知行判物 寛文9年(1669) 松岡家文書(199801-1)

(上)は、松岡金平貫範が正徳5年に藩へ提出した系図の控。  
 松岡半右衛門は初め豊臣秀吉に仕え、同家滅亡後は浪人したが、浅野長晟から300石、近習として召し抱えられた。金平が提出した系図には、半右衛門の孫、八左衛門が寛文9年に2代藩主浅野光晟から下された知行判物(150石)が載せられている。(下)はその子孫に伝わった知行判物の原本である。



(上)原伴次郎一貞系図伝記 享保2年(1717) 原家文書(199710-27)  
 (下)原系図 宝永年間(1707~1711)ごろ 原家文書(199710-33)

原家と主家浅野家との関係は、美濃国太田城主の原隠岐守信政の次男という勘兵衛可永が甲斐国で浅野幸長に仕えたことが最初である。その兄、加左衛門政時も慶長5年(1600)から紀伊国で幸長に仕えるようになり、原家は分家も併せて4家が明治維新まで浅野家に仕えた。

(上)は可永の次男である可信の系統で、可永の玄孫に当たる伴次郎一貞(新五兵衛一仍)が享保2年に藩へ提出した系図の写しと思われ、可永以降の明らかな事実だけを記す。一方、可永の長男である可政の系統で、可永の玄孫、伝三郎可友まで載せられた(下)には、信政の父親が、武田信玄の24将の一人で、武勇の名前が高く「鬼美濃」と恐れられた原美濃守虎胤となるなど、伝承も書き加えられている。



慶長11年分借銀請取奉行皆済状 慶長12年(1607) 竹腰家文書(200210-2)

紀州で浅野幸長に仕えた竹腰与右衛門は借銀請取奉行に任じられ、幸長からこの文書を下された。竹腰家では、この文書を大切に保存し、浅野家が「済美録」を編纂するとき、子孫の竹腰豊之助から提出された。



浅野家諸士略伝 川上家文書(199807-22)

主として浅野長政から光晟まで4代の間で召し抱えられた藩士の略伝で、作成された時期や経緯などは不明。  
 原勘兵衛可永は関ヶ原の戦いの前哨戦である瑞龍寺の戦い(岐阜城の戦い)に加わり、比類なき働きがあった。長男の伝三郎可政も槍で敵將の首を取り、父の死後に勘兵衛の名前を襲名して、2,200石の禄を得た。



系図伝記認め方覚 文化2年(1805)

竹腰家文書(200210-22)

文化2年7月、広島藩は各藩士に系図伝記の提出を命じた。これは、藩が提示したその書き方の要項。

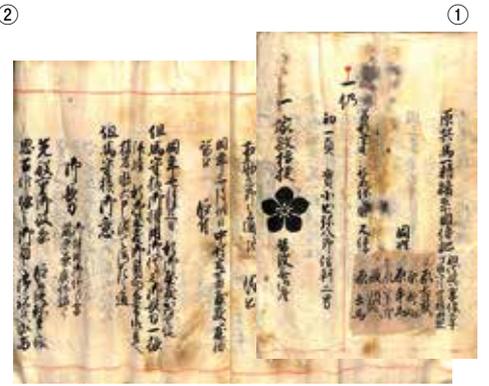
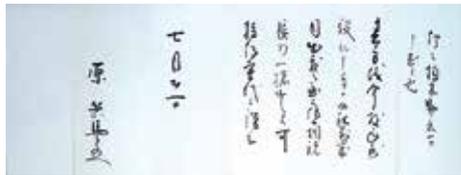
今回は前回提出の正徳度の当主から始めること、最初に家紋と替紋を記入すること、下された知行判物の年月日と文言を載せること、母方の系図も末尾に書き入れることなどを命じている。

浅野綱長紙本山水画

三好家文書(201311-7)

広島藩士三好助左衛門生清は、婿養子として三好家に入家する前から、第4代広島藩主浅野綱長の小姓などを勤め、藩主と近い関係にあった。そのためこの山水画を与えられ、大切に保管したのであろう。

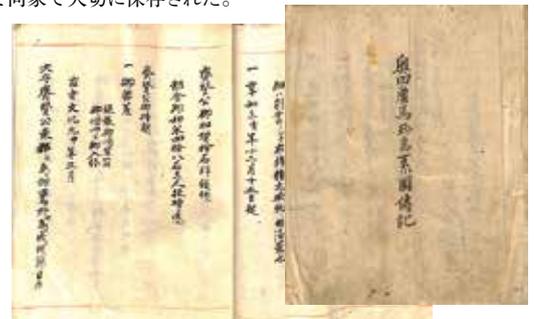
綱長は元禄時代にあつて文教政策に力を入れ、歴代広島藩主の中でも書画に通じていたという。



① 原兵馬一精統系図伝記 文化2年(1805) ② 長刀下賜に関する浅野宗恒直書 安永4年(1775)  
③ ②が納められた黒塗りの箱 ④ 浅野宗恒自詠の和歌短冊 延享4年(1747) ⑤ 浅野宗恒自詠の和歌色紙 ⑥ 浅野重辰の黄蜀葵画と浅野宗恒の画賛 宝暦12年(1762) 原家文書(199710-64)ほか

原兵馬一致は、家督相続前の寛保4年(1744)から、奥小姓として当時世子(若殿)であった6代藩主浅野宗恒に仕えた。それ以来、7代藩主重辰の治世にかけて重用され、安永4年(1778)には年寄役にまで上り詰めた。相続時には250石であった家禄も、息子の兵馬一精の家督相続時には900石にまで達した。

宗恒は、一致の年寄役就任を祝い自らの長刀を下賜した。宗恒は一致の子孫までこの長刀を持ち伝えるように、②の直筆の書付を渡した。一致が宗恒から長刀を拝領したことは①の原家系図にも載せられた。④と⑤は宗恒自詠の和歌、⑥は重辰が描いた黄蜀葵(トロロアオイ、花オクラ)の花の画。⑥には後年になって宗恒が画賛を書き加えた。これら藩主直筆の和歌や画は、軸物に仕立てられた。また、直書なども③のように木箱に入れられ、さらに黒塗りの箱に納められて同家で大切に保存された。



① 奥田角馬珍高系図伝記 文化2年(1805) ② 弟串掛物の次第控書 寛政12年(1800) ③ 拝領三幅対の由来書 寛政13年(1801)

奥田家文書(199803)

奥田家は約200年間にわたって鷹匠として浅野家に仕えた。中でも奥田惣右衛門繁成は鷹術の奥義を究めた名人であった。

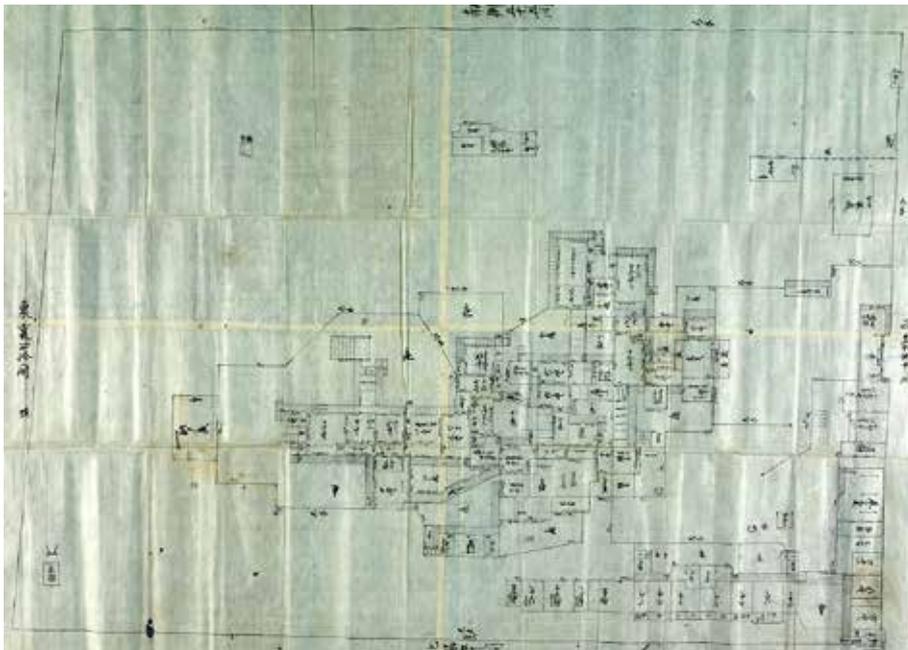
②によれば、比治山で捕らえられ、繁成が訓練した弟串は宝暦3年(1753)10月、藩主宗恒の拳から放たれ、黒鶴を捕獲した。繁成は生涯に鶴を4度も捉えるなど、たびたび藩主から賞され、その事跡は①の系図に載せられた。寛政5年(1793)、繁成は鷹匠として主君に仕えたなかで、弟串が宗恒の拳から飛び立って鶴を捉える図、重辰の命で繁成自身が弟鷹を放ち、鶴を捉える図、諏訪流鷹術の元祖大官政頼の肖像を絵師に描かせ、三幅対にして子孫に伝えることにした。

③によれば、寛政12年、繁成の子珍高は重辰の弟、友之助長包にこれらの掛物を見せて、由来を説明したところ、鷹が鶴を捉える勢いがよくないので、子孫に伝える宝物となるよう書き替えるよう沙汰があり、絵は正岡順蔵春清に、画賛は儒学者梅岡文平之清に命じた。その後、表装用の生地も長包から拝領し、完成した三幅対は子々孫々奥田家に伝えられることになったというが、残念ながら現存しない。

## 四 広島藩士の暮らし

藩士に給与される家禄は原則として世襲される。職務に精勤で、功績があれば昇進して、禄も加増される一方で、家督を相続するときには、先代の功績などにより多少の差はあるものの、減禄されることになっていた。人材抜擢が行われた広島藩では家禄と役職との間に差が生じるようになり、十七世紀末からは、高い役職に就いて家禄が不足する者には、その在役中に限って不足分が足し与えられた(足高)。また一定の職務手当(役料)も給されるようになった。

江戸中期以降、藩財政が逼迫するようになると、藩はたびたび儉約令を発するとともに、侍士の知行や歩行・足輕の切米などから、一定の率を決めて強制的に借り上げる上米(借知)を行うようになった。これは藩士にとっては事実上の減俸で、藩士の生活は困難となった。役料を得ることができない役職に就ける藩士はごく一部で、多くの藩士は知行や切米を抵当にして商人から借米(町借押米、畳借)するしかなかった。中には、上米と押米によって収入がすべてなくなる場合さえあった。特に歩行や足輕のような下級藩士は、長屋暮らしで、木綿を着て過ごし、生活程度は中程度の町人にも及ばなかった。大身の藩士も若党や小者など多くの家臣を召し抱える必要があり、生活は必ずしも楽ではなかった。

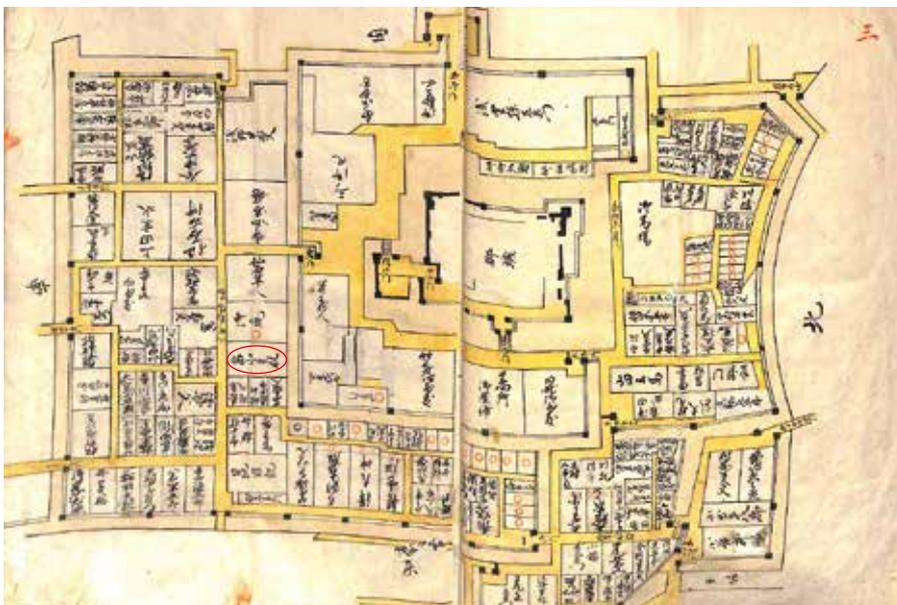


屋舗差図 正徳6年(1716)

山田家文書(198810-62)

広島城下の家老屋敷の敷地は1,000坪以上あったという。写真の屋敷は敷地が約2,260坪に及び、本宅の部屋は板間を除いて36部屋、238畳を数える。本宅のほか、敷地の鬼門(北東)には鎮守の社が祀られ、西側の大手門には小者部屋がある。馬2疋を繋ぐ厩や、弓の稽古ができる射場、複数の物置、米蔵、木部屋、積物部屋なども確認できる。中庭も多数存在する。

所蔵者の山田家は三次藩が廃藩となるまで家老を勤めたので、三次の山田家屋敷とも考えられるが、確証はない。



広島屋形町之図 文化初年ごろ(1800年代)

川上家文書(199807-29)

広島城下町を9分割し、道を黄色、寺社を薄紅色に色分けして描いた帳面仕立ての絵図。写真の第三図には広島城郭内が描かれている。

家老を除く一般藩士の屋敷は役宅であるため、役が代われば移転を命じられた。このため、屋敷の主が替わるたびに図の上から新しい名前を記した紙を貼った。藩士の名前から、文化初年ごろの絵図と思われる。

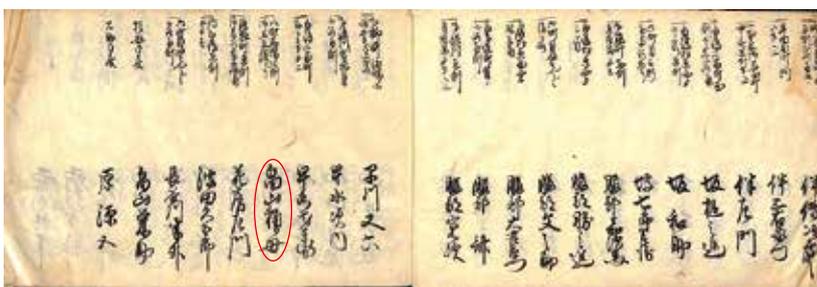
広島城郭内やその近辺には、三家老の表屋敷や藩の幹部クラスの高い役職藩士の屋敷がある。その敷地面積は広大である。

広島藩士屋敷イロハ付

千葉家文書(198812-280)

広島藩士の屋敷位置がまとめられた「広島藩士住所録」で、藩士の名前はイロハ順に配列されている。残念ながら前後が一部欠落している。藩士の名前から「広島屋形町之図」よりもやや後年、文政年間(1818~1830)に作成されたと推測される。

たとえば、左上の図で八丁馬場筋北側、御厩の東、赤丸で囲った場所に屋敷がある畠山主税は、文化11年(1814)に先手物頭、文政6年(1823)に中小姓頭となり、頼母と改名した。左下の帳面には「八町馬場北側、御馬東隣り 畠山頼母」とある。





豊借証文 文政10年(1827) 保田(義)家文書(199808-206)

藩財政が逼迫すると、藩は藩士からの借銀に応じられなくなり、町方金融を藩士に受けさせることにした。写真の高橋繁亮のような歩行(又は足軽)の場合は、藩の勘定所貸銀方役人兩人(池田多仲・波田茂左衛門)を宛先として、兩人が商人(若狭屋甚兵衛)から借銀する形式を取る(豊借)。100石以上の侍士の場合は、知行地から得られる年貢米を抵当に直接商人から借銀し、代官が保証人となる形式を取った(町借押米)。



御法度書 町野家文書(201617-72)

写真は元禄12年(1699)、広島藩士に対して発せられた儉約令。元禄時代は武士も生活が奢侈になり、年貢収納も頭打ちとなったため、儉約するよう厳しく戒められた。平素の衣類は木綿・麻布で、5か年は絹服を新調しないこと、寄合などに料理・菓子類を提供しないことなど、細かく制限を加えられ、以後たびたび発せられた。



示子孫(町野家家法) 町野家文書(201617-36)

江戸時代(年代不明)に成立した広島藩士町野家の家法。子孫心得、祭礼、葬送、勸請、祈願心得、神事の6章からなる。

子孫心得では、神道が「我国の道」なので、子々孫々必ず行うこと、先祖の霊神を祀り、常に尊敬することを求める。

写真の祈願心得では、妄りに祈願せず、まず家の年長者へ相談するなど人事を尽くし、難しければまず先祖の霊神へ祈り、その上で産土神に祈願することになっている。



年中行事帖 町野家文書(201617-46)

正月元日から大晦日まで、諸節句や節分、月見など特定の日にを行う町野家の年中行事と、その日の料理献立などをまとめた一冊。

正月元日に当主は若水を汲み、祓所と大歳神へ供え物、蓬菜・大福・雑煮・吸物・三宝・屠蘇酒で身祝いした後に膳を食し、登城した。家来も雑煮を食した。訪れる万歳には玄米5合を遣わす。家内でも年始礼があり、盃が交わされた。当主は正月三が日は麻の上下を着した。



①前髪取りの免許状 山田家文書(198820-10)



②縁組の免許状 山田家文書(198820-8)



③改名の免許状 奥田家文書(199803)



④入湯の免許状 奥田家文書(199803)

武士は15~17歳で前髪を取って元服し(①)、家長が定めた家格相応の相手と縁組する(②)。父親の隠居または死去によって家督を相続する時、それまでの幼名を改名する場合も多い(③)。病気になる、10日間程度休暇を取って、佐伯郡和田村水内(現広島市佐伯区湯来町和田)などで湯治することもできた(④)。これらは、すべて届け出て、上司から許可を取る必要があった。写真はいずれもその免許状で、広島藩の淡青色の公用紙が使われている。

\*期間中、展示史料の入れ替え等を行うことがあります。また図録にはない展示資料もあります。

## 広島県立文書館収蔵文書展 浅野氏広島城入城400年 古文書にみる 広島藩士の肖像

発行 平成31年(2019)3月29日  
編集・発行 広島県立文書館(担当 西村 晃)  
〒730-0052広島市中区千田町三丁目7-47  
TEL(082)245-8444 FAX(082)245-4541  
E-mail: monjokan@pref.hiroshima.lg.jp  
印刷 株式会社 沼田総合印刷

### 【主な参考文献】

- 林保登編『芸藩輯要 附藩士家系名鑑』(1933年、入玄社)
- 広島県編『広島県史』近世資料編 I~IV, 近世1, 近世2(1973~1984年, 広島県)
- 土井作治『広島藩』(吉川弘文館, 2015年)